

結城市立城南小学校いじめの防止等のための基本的な方針【抜粋】

はじめに

いじめは、児童の心を著しく傷つける行為であり、決して許されることではありません。誰もが安心して学習に臨める環境を整えと共に、いじめを行っている児童に対してはその行為を許さず毅然として指導していく必要があると考えます。

本校では、いじめの問題の克服に向けて、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号同 9 月 28 日施行）や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（同 10 月 11 日決定）に基づき「結城市立城南小学校いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

その１ いじめの防止等の対策の基本的な考え方

１ 策定の目的

いじめの防止等のための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

２ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

３ いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが無いようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、結城市、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

４ いじめ防止等に向けた対策の方針

- (1) いじめ防止等の基本方針を定め、これに基づいて施策を策定し、実施する。
- (2) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止の原点であるとの認識の下、誰もが安心して生活できる学校作りを目指す。
- (3) 児童が主体となっていじめの無い集団作りを行うという意識を育むため、児童が発達の段階に応じていじめを防止する取り組みができるよう指導・支援する。
- (4) いじめはどの学校にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう保護者・地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (5) いじめは絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (6) いじめの防止等は人権を守る取組であり、教職員による体罰や暴言についてもあってはならないことであるという認識をもち、教職員全員が人権感覚をもって児童の指導にあたる。
- (7) いじめられても抵抗できずに我慢した鑑み、自分の考えを主張できる児童を育成するための取組を推進する。
- (8) 相談窓口を明示すると共に、学校組織を挙げて児童一人一人の状況の把握に努める。いじめの事実が確認でき、短期間に解消しない件については、結城市教育委員会に報告する。

その２ いじめの防止等のための対策

１ 組織の設置

いじめの防止のため、校内に「いじめ防止対策会議」（以下「会議」と呼ぶ。）を設置する。

- (1) 会議は校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・保健主事・特別支援コーディネーターで構成する。また、校長が必要と認めた場合、スクールカウンセラーやＳＳＷ等、専門的な知識を有する者を臨時に構成員とする。
- (2) 会議は月１回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合にはその都度臨時会として招集する。

２ 未然防止のための対策

児童の豊かな心を育成し、心の通うコミュニケーション能力を養うことがいじめの防止につながると考えられることから、以下のような全ての教育活動を通して児童の社会性を育む。

- (1) 各教科や道徳の授業において、異なる考えを認め合う態度の育成
- (2) 学級活動での話し合い活動や体験活動において、互いに認め合い解決していく力の育成
- (3) 互いの良さを認め合う活動を通して、相手を尊重する態度と自己有用感を高める指導（手紙、掲示物、自分への賞状、お家の人からの賞状、など）

- (4) 児童会の活動として「なかよし集会」などの集会活動
- (5) 昼休みを活用した異学年交流遊びの実施
- (6) 校内研修の充実により、いじめを生まない望ましい人間関係づくりの実践
- (7) 小中連携による結城中学校生徒会との「いじめ撲滅」活動の連携
 - ・「いじめ撲滅」のシンボルになるリボンを全児童に配付
 - ・集会でのいじめをなくすための呼びかけやパフォーマンスの発表
- (8) 感染症等に対する差別や偏見をなくすため、感染防止策と合わせて人権擁護の観点からの指導を行う。

3 早期発見のための対策

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるという共通認識の下、職員が児童を注意深く観察することで児童の心の変化を敏感に察知し、いじめを受けている・いじめを行っているという兆候を見逃さないように努力する。また、些細な兆候であっても、早い段階から児童に個別に声かけを行ったり相談を行ったりすることにより、的確に状況を把握するように努める。

- (1) 家庭確認（4月）・個別面談（7月）における、保護者との連携、相談
- (2) 定期的教育相談（学期1回実施）により、児童一人一人と担任が向き合う時間を確保する。
- (3) 児童の様子をこまめに観察し、チャンス相談を積極的に実施する。
- (4) いじめに特化したアンケートの実施（毎月）
- (5) 生活に関するアンケート調査（学期1回実施）
- (6) 各種通信・電話・連絡帳等を活用して家庭との連携を図る。
- (7) 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- (8) スクールカウンセラー等による相談の利用、電話相談窓口等についての周知を図る。
- (9) 出欠席の状況や保健室の利用状況を把握し、児童の体調や心の変化に敏感に対応する。
- (10) 適切に援助希求行動がとれるように指導（SOSの出し方の指導）

4 いじめ事案への対応

安心して学校生活を送れるようにするため、以下のような手順で組織的に対応する。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、すぐにその場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (3) 発見・通報を受けたら、速やかに情報を集め、いじめの事実を正確に把握する。
- (4) いじめ防止対策会議を開催し、チームで対応し、役割分担を確認、実行する。
- (5) 再発防止のための見守り体制を整える。

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 児童を取り巻くインターネット・メール・LINE等の環境の実態をアンケートや聞き取りによって把握に努める。
- (2) 情報モラルに関する研修会を実施する。
 - ・講師を招いての情報モラル講演会の実施（児童向け）
 - ・中学校入学説明会でのスマホ・携帯電話使用の問題点の講話（保護者向け）
- (3) 中・高学年においては、普段から学活の時間等を使って、情報に関する指導を行う。
 - ・メールやLINEを使って友達の中傷を書き込まない、また友達の写真を無断で掲載しない指導
 - ・出会い系サイト等の危険なサイトにアクセスしない指導
 - ・ゲームに夢中になって生じた課金やゲームをめぐるトラブルについてなど、具体的な指導

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、これを「重大事態の発生」ととらえ、次のように対応する。

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票・聞き取り調査等）を実施する。
- (2) いじめ防止対策会議を開催する。
- (3) いじめを受けた児童および保護者に対し、調査結果の情報提供を適切に行う。
- (4) 結城市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒・出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を徹底する。
- (8) いじめ防止対策会議の継続事案として、見守り体制を構築する。

7 いじめ防止等のための基本的な方針の見直し

「いじめ防止等のための基本的な方針」は、適宜見直して改訂していくものとする。

平成26年 3月31日 策定	令和 3年 2月19日 一部改訂
平成29年12月 1日 一部改訂	令和 4年 2月21日 一部改訂
令和 2年 3月13日 一部改訂	令和 5年 2月10日 一部改訂
	令和 6年 3月 6日 一部改訂